

## ガスシステム改革に向けた国民からの御意見

(平成28年1月29日～平成28年2月22日)

※個人情報等を除き、御意見本体について原文を掲載しております。

### 御意見① (平成28年2月19日)

経済産業大臣  
林 幹雄 様

全国消団連発 2015-094  
2016年2月19日

一般社団法人 全国消費者団体連絡会  
代表理事 (共同代表) 岩岡 宏保  
代表理事 (共同代表) 河野 康子  
代表理事 (共同代表) 松岡 萬里野



#### 都市ガスの小売自由化に伴う料金措置についての要望

2017年4月からスタートする都市ガス小売事業の自由化に向けた「総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 ガスシステム改革小委員会」での検討について、消費者団体からの要望事項を提出します。

2016年2月5日の上記委員会において、自由化後の都市ガス料金における料金規制経過措置について検討されています。事務局からは、経過措置料金規制について、①直近年度末の都市ガス利用率が50%を超えない場合、または②小口需要の新築物件で、他燃料採用件数が都市ガス採用数を上回り、同じく既築物件で、他燃料への離脱件数が他燃料からの獲得件数を上回っている場合、については経過措置料金を課さず、2017年4月の自由化とともに料金規制を解除する旨の提案が出されています。

この提案では、都市ガス小売事業への参入がない地域も含めて、相当程度の地域で自由化とともに料金規制が解除されるものと思われます。競争者のない状態で料金規制だけが解除されると、消費者は事業者からの一方的な料金値上げを受け入れざるを得なくなります。また競争の激しい地域では、利用量の多い利用者への割引競争の負担が、少量利用者や燃料転換できない利用者にも負わされる、などの懸念もあります。

都市ガスは公共的な性格を有するものであり、公平・公正・透明な料金であることが大切です。自由化が「規制なき独占」につながらないように、慎重な検討をお願いするものです。

#### <要望事項>

1. 料金規制の解除については慎重に検討していただくことをお願いします。特に、新規参入の見こめない地域で、自由化によって一方的な料金値上げが起きないように措置を講じてください。
2. 自由化後、全ての都市ガス小売事業者に対して、標準的な家庭用ガス料金の価格表の開示を義務づけてください。
3. 上記の標準家庭ガス料金の動向を監視し、問題がある場合には、是正の措置がとれるような仕組みを整えてください。

以上



## 組織概要

1956年に結成されて以降、それぞれの時代の多様な課題に取り組んでいます。  
 全国消費者大会の事務局を担い、また、国際消費者機構（Consumers International C I）に加盟するなど、国内外の消費者運動の要として活動しています。

### 1. 会員団体

	地域組織	全国組織	専門NPO	合計
2016年2月1日現在	26	16	6	48

地域単位の消費者連絡組織 (26)	全国的消費者組織 (16)
適格消費者団体 認定NPO法人 消費者支援ネット北海道 岩手県消費者団体連絡協議会 福島県消費者ネットワーク 茨城県消費者団体連絡会 群馬県消費者団体連絡会 前橋市消費者団体連絡会 埼玉県消費者団体連絡会 消費者団体千葉県連絡会 東京消費者団体連絡センター 神奈川県消費者団体連絡会 長野県消費者団体連絡協議会 山梨県消費者団体連絡協議会 静岡県消費者団体連盟 愛知県消費者団体連絡会 消費者ネットワーク岐阜 富山県消費者団体連絡会 特定非営利活動法人 消費者支援ネットワークいしかわ 特定非営利活動法人 消費者ネット・しが 特定非営利活動法人 コンシューマーズ京都 全大阪消費者団体連絡会 兵庫県東播磨消費者団体協議会 岡山県消費者団体連絡協議会 公益社団法人 広島消費者協会 山口県消費者団体連絡協議会 愛媛県消費者団体連絡協議会 北九州市消費者団体連絡会	主婦連合会 新日本婦人の会 全国借地借家人組合連合会 全国消費者協会連合会 公益社団法人 全国消費生活相談員協会 全国青年司法書士協議会 全国大学生生活協同組合連合会 全国地域婦人団体連絡協議会 全国労働者共済生活協同組合連合会 日本司法書士会連合会 一般財団法人 日本消費者協会 公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 日本消費生活専門相談員協議会 (JOCAS) 日本生活協同組合連合会 日本母親大会連絡会 労働者福祉中央協議会
	消費者問題に関わる非営利組織 (6)
	特定非営利活動法人 親子消費者教育サポートセンター 家庭栄養研究会 特定非営利活動法人 コンシューマネット・ジャパン 特定非営利活動法人 消費者ネットジャパン 一般財団法人 FOOD COMMUNICATION COMPASS フォスター・フォーラム (良質な金融商品を育てる会)

2. 運営体制 2016年2月1日現在

<理事 18名>

お名前	団体名	役職名
岩岡 宏保 (代表理事)	埼玉県消費者団体連絡会	代表幹事・事務局長
河野 康子 (代表理事)	一般社団法人 全国消費者団体連絡会	事務局長
松岡 万里野 (代表理事)	一般財団法人 日本消費者協会	理事長
浅井 まり	新日本婦人の会	食べ物・産直運動部長
有田 芳子	主婦連合会	会長
飯田 秀男	全大阪消費者団体連絡会	事務局長
磯田 朋子	岩手県消費者団体連絡協議会	事務局長
小田川 和恵	消費者団体千葉県連絡会	事務局長
古賀 真子	特定非営利活動法人コンシューマネット・ジャパン	理事長
笹川 博子	日本生活協同組合連合会	執行役員
多賀谷 登志子	神奈川県消費者団体連絡会	常任幹事
田足井 肇	全国大学生生活協同組合連合会	組織運営部長
長田 三紀	全国地域婦人団体連絡協議会	事務局長
橋本 恵美子	東京消費者団体連絡センター	事務局長
蓮尾 隆子	家庭栄養研究会	常任顧問
原田 健二郎	北九州市消費者団体連絡会	事務局長
唯根 妙子	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会	理事
吉川 万里子	公益社団法人 全国消費生活相談員協会	理事長

<監事 2名>

稲村 浩史	全国労働者共済生活協同組合連合会	常務執行役員
北村 祐司	労働者福祉中央協議会	事務局次長

〔事務局長〕河野康子

〔事務局〕板谷伸彦、中本純子、小浦道子、小倉寿子、金子隆之、滝円華

御意見②（平成 28 年 2 月 17 日）

経済産業大臣 林幹雄 様

一般財団法人 日本消費者協会  
理事長 松岡 萬里野

「都市ガス自由化に伴うガス料金の経過措置」について

2017 年 4 月から都市ガス小売りも自由化されます。本年 4 月から電気小売事業も全面自由化されますが、電気料金については、「自由な料金メニューの設定が可能になるが、競争が不十分ななかで、電気料金の自由化を実施すると、結果として電気料金の引き上げが生じてしまうおそれもあり、このようなことのないよう消費者保護の経過的な措置として、競争が十分に進展するまでの間（少なくとも 2020 年 3 月まで）は、現行の規制料金を存続させること」としています。

しかし、ガスシステム改革小委員会での料金規制経過措置の審議のなかで、「経過措置料金は、他の小売事業者や LP ガス、オール電化などといった他との適正な競争関係が認められない限り、需要家保護の観点から、旧一般ガス事業者に課せられる例外的な措置である」とされています。

しかし、一般消費者が LP ガスやオール電化に切り替えるには多額の経済負担が必要で、賃貸や共同住宅居住者は現実的にできません。また、地方などで、都市ガス事業者の参入がなければ、都市ガス料金での競争原理は働きません。

このような状況の中で、他燃料との競争が激しい新築や大口消費者への低価格を回収するために、交渉力のない従来家庭や自営業者の都市ガス利用者のガス料金が値上げされても、他燃料に移行することは事実上困難です。

以上の観点から以下のような制度設計を要望いたします。

- 1、他燃料との競争状態を見てガス小売自由化の実施前に経過措置を外すのではなく、電力料金と同じく、自由化実施後に都市ガス事業者間の競争状態が確認されるまでは、経過措置料金を維持すること。
  - 2、ガス料金の透明性を図るためにも家庭用ガス料金の価格表及び標準家庭ガス価格の公表を義務付けること。
  - 3、都市ガスの料金規制を撤廃した後も、2.による都市ガスの料金値上げの実態を定期的に把握するなど恒久的なガス料金に関する事後監視制度を設けて、必要に応じて是正措置を講ずること。
- 以上

## 御意見③（平成 28 年 2 月 18 日）

経済産業大臣 林 幹 雄 様

特定非営利活動法人コンシューマネット・ジャパン  
理事長 古賀 真子

### 「小売全面自由化等の詳細制度設計について」の意見

特定非営利活動法人コンシューマネット・ジャパンは、2014年10月23日に経済産業大臣(当時)とガスシステム改革小委員会あてに、ガス自由化について、1. 移行措置(経過措置)は原則必要とするとともに、措置除外基準は消費者代表も含めた委員会で上限価格設定の導入も含めて決めること。2. ガス事業の競争状態については、全国一律で判断するのではなく、各地域での競争状況を第三者的な立場から具体的に監視する、消費者代表も含めた機関を設けて地域やガス調達形態などガス事業の実状に応じてキメ細かな判定基準の下に判断すること。3. 料金改正は届出制ではなく、申請段階で料金の妥当性を検証し是正できるようにすること等の意見を提出しています。

2016年4月からの電気小売業全面自由化に続き、2017年4月からは都市ガス小売り事業の自由化が予定されており、ガスシステム改革小委員会での検討がすすんでいます。

電気小売業全面自由化においては、消費者保護のための経過措置として、競争が十分に進展するまでの間(少なくとも2020年3月まで)は、現行の規制料金が存続します。

ガスの自由化においても、自由化による競争の活性化が、新規参入形態を含めたガス事業者の独創的な経営戦略により、将来的にはエネルギー選択肢の拡大と低廉な料金の実現を望んでいますが、競争市場が十分でない中で料金規制の緩和や撤廃は、料金値上げに対する事前の歯止めがなくなり『消費者利益の阻害』になります。ガスシステム改革小委員会の、都市ガスの料金規制経過措置の審議では、『経過措置料金は、他のガス小売事業者や、LPガス、オール電化などといった他の財との適正な競争関係が認められない場合に限り、需要家保護の観点から、旧一般ガス事業者等に対して課される例外的な措置である』として、都市ガスはLPガスやオール電化に変更できることから原則、料金規制ははずしてよいという考え方が示されています。

しかし、LPガスやオール電化に切り替えるためには多大なコストがかかり、特に、集合住宅や賃貸住宅においては他燃料への切り替えには困難が伴います。また、都市ガス事業者間の競争がない地域で料金規制経過措置が解除されれば、実質的に都市ガスしか選べない消費者は、料金が値上げされても受け入れざるを得ず、消費者利益を損なうこととなります。以下の点について要望いたします。

#### 記

1. 都市ガス事業者間の競争が確認されるまでは経過措置料金を維持すること。経過措置の解除にあたっては、都市ガス普及率に大きな地域差が存在することから、事業者ごとではなく、市町村単位で行うこと。
3. すでに自由化しているLPガスにおける消費者の苦情等を勘案し、都市ガス事業者においては、標準的な家庭用ガス料金の価格表を開示するとともに、値上げ前には値上げ額・値上げ率、その理由などを一定期間以上前に書面で交付することを義務付けること。
4. 料金規制を撤廃後も事後監視を置くこととし、消費者の利害を毀損するような小売行為があったときには、改善命令等を発令し、規制料金経過措置の再指定を行えることとする。

以上

## 御意見④（平成 28 年 2 月 19 日）

平成 28 年 2 月 19 日

資源エネルギー庁ガス市場整備課  
ガスシステム改革に向けた意見募集担当御中

主婦連合会  
会長 有田 茂子



### ■意見

2月5日の液化石油ガス流通ワーキングの資料では、全国約5500万件需要家の内、都市ガス件数が約2600万件、LPガスの約2400万件と圧倒的多数は家庭用であり、日常生活に必須のエネルギーであることがわかります。従って、仮にも自由化に伴って都市ガス料金値上げという事態となれば、一般家庭にとって経済的打撃となり、自由化の目的から見て本末転倒ということになります。

都市ガス自由化は、電力自由化と同様、販売者の変更に関与し手間とコストがかからないことから、新規参入によって活発な競争がおこり、大多数の家庭消費者に多様なサービスが安く安全に供給されることが期待されています。しかしながら、電気は太陽光など地域で発電できますが、天然ガスでは、ガス管が繋がっていない遠隔地の地方都市への新規供給者が期待できず、全国隅々までの活発な競争状態は難しいことは想像に難くありません。このことは、電気小売での新規参入者の料金メニューが多電力消費世帯に集中していることや、東電や関電以外の地方電力会社の地域では、規制料金で高止まりし、安くなっていないことから明らかです。大口ガスでも、新規参入が盛んなのは大手都市ガス三社内で全国の参入件数率は数%で、家庭用まで競争が起こらないことが予想されません。

都市ガス参入が活発化しなければ、自由化しても従来の都市ガス事業者の独断場となり、さらに料金規制の消費者保護策がないと、価格交渉力の低い家庭世帯に競争の激しい大口需要の低ガス価格を継承させた値上げとなる可能性があります。そうなった場合、消費者はそれが不服でも、他燃料への転換には費用がかかるため、多くの家庭用都市ガス消費者が選択の余地なく高い価格を受け入れざるを得ない事態となります。特に地方の家庭や自営業者の都市ガス料金が値上げされれば、アベノミクスの目玉である地方創生に逆行することになりかねません。

自由化の目的は、「都市ガス同士の競争活性化を通じた選択肢拡大と低廉な料金の実現」で、電力同様に事業者変更の費用がないことが前提です。それを「都市ガス同士の競争の可能性が低い従来のガス事業者も、他燃料との競争があるので料金規制経過措置をガス小売自由化実施前から外す」として、家庭消費者に他燃料転換の負担を前提として拡大することは、今後も都市ガスを利用せざるを得ない家庭消費者への保護意識が欠如しています。例えば賃貸マンションの二階以上に居住する人は、大型のオール電化貯湯器やLPボンベをベランダに置くことができません。持家でも、ガス料金の値上げを理由に器具の買替えまでしてオール電化にする事態は、ガス自由化の失敗と言っても過言ではありません。

全国の家計消費者の最大の懸念事項は、ガス自由化によるガス料金の値上がりであり、主婦連合会はこのような事態を招かないよう、政策的措置が導入されることを強く要望します。具体的には、都市ガスの料金規制の経過措置の存続とともに、措置を解除する要件となる競合実態の基準が骨抜きにならないことです。

今回のガス小売全面自由化の主役は一般家庭の都市ガス消費者です。一般消費者が納得できる経過措置の基準策定を強く望みます。

以上